

富山市事業所内こどもの居場所づくり支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市社会福祉法人助成条例施行規則(平成17年富山市規則第72号。以下「条例施行規則」という。)第9条及び富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市事業所内こどもの居場所づくり支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、民間事業者における、従業員のこどもの「居場所の開設」を支援することにより、保護者が昼間家庭にいない小学生が、学校の長期休暇期間等に、保護者が勤務する事業所内で安心して過ごすことができる居場所づくりを推進することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、別表に掲げる居場所の開設に係る補助対象経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、富山市内に在る事業所に居場所を開設する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者とはしない。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 政治団体
- (3) 宗教団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助金額等)

第5条 補助金の交付の対象経費及び補助基準額は、別表に定めるとおりとする。

2 対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 富山市社会福祉法人助成条例(平成17年富山市条例第135号。以下、「助成条例」という。)第4条第4号又は規則第4条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書

(2) その他参考資料

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付を決定するにあたっては、助成条例第3条又は規則第6条の規定により次の条件を付する。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 補助事業に係る予算関係書類及び収支を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管すること。
- (7) この補助金の交付と補助対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、条例施行規則第4条又は規則第12条の規定による報告をするときは、次に定める書類を添えて、市長が別に指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 精算額調書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施状況がわかる写真
- (4) その他参考資料

(事業完了後における交付申請)

第9条 補助金の交付申請は、事業完了後においても行うことができる。この場合において、条例施行規則第4条の手続き又は規則第19条の規定により、規則第12条の手続きを省略するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表

事業内容	補助対象経費	補助基準額
保護者が昼間家庭にいない小学生が学校の長期休暇期間等に、保護者が勤務する事業所内で安心して過ごせるよう、民間事業者における「居場所の開設」に必要となる改修費等の初度調弁費用を支援。	・需用費(教材費、図書費、事務用品等(ただし、ゲーム機器、おもちゃ等の娯楽用品は除く。)) ・修繕費(建物の改修・増築等) ・役務費(通信運搬費等) ・備品購入費(PC、冷房器具等(ただし、単価30万円以上の備品を除く)) ・その他市長が必要と認めた経費(ただし、職員の給与等人件費及び活動拠点の家賃等は除く) ※居場所の新規立ち上げ時(年度)のみ対象とし、当該年度内に支出した経費に限る。	1箇所当たり 200 千円

※補助対象経費は、事業の実施に直接必要な経費とし、本事業以外の団体運営費に係る経費等は対象外とする。